

のれんの償却をめぐる論点の再考

藤 原 大 花

はじめに

近年、企業を取り巻く環境は絶えず変化し、取引の複雑化が進んでいる。このような状況において、企業は組織再編行為を頻繁に行うようになってきている。通常、買収等の組織再編行為を行う場合には、多くの場合、買収対象企業の純資産の公正価値より大きな買収価額を提示する。この結果、買収対象企業の純資産の公正価値と買収価額に差が生じ、のれんが発生することになる。のれんの会計処理については、我が国の「企業結合に関する会計基準」で定められている方法と諸外国の会計基準で定められている方法には、大きな相違がみられる。このような状況下においては、採用する会計基準が異なる企業間の比較が困難なものとなり、会計情報の比較可能性、ひいては意思決定有用性が損なわれることになる。そのため、いかなる会計処理を行うことが会計情報の有用性を高め、投資家の意思決定に資するか、検討を行う必要がある。

企業を取り巻く経済環境が刻々と変化している状況においても、経営者は企業活動を財務報告という形で投資家に伝達する使命を負っている。しかし、現在の経済環境の急激な変化及び取引の複雑化により、投資家が企業活動の成果や企業の現状を財務諸表から読み取ることは非常に困難なものとなっている。

財務報告の目的は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において、「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務

状況の開示¹⁾であるとされている。さらに、財務報告において開示される情報は、投資家が意思決定を行う上で有用である必要がある。つまり、会計情報は投資家の意思決定と関連する情報である必要があり、またそれには相当の信頼性が要求される。このような日々変化する環境の中では会計情報と投資家の意思決定との関連は強いものとなっており、当該情報が信頼に値するものかの判断は、取引が単一で単純であった頃より、はるかに困難になっている。

本論文では、組織再編行為の結果として生じるのれんに焦点を当て、その会計処理が経済的実態に即して忠実に表現されており、それが投資家にとって有用なものになっているか、現在の会計処理が妥当なものなのか考察を行う。

I. のれんとは

のれんの会計処理を検討するにあたり、のれんをいかに捉えるかは非常に重要である。そのため、本章では税法的のれん観及び会計的のれん観の考察を行っていく。

1. 税法におけるのれん観

のれんの会計処理を検討するにあたり、まず、のれんとはいかなるものかについて考察しなければならない。

税法上、のれんを捉える方法として、超過収益力説、差額概念説及び営業機会取得説が考えられる。

まず、超過収益力説では、のれんは、ある企業が同種の事業を営む他の企業が獲得している通常の利益より、大きな超過収益を獲得できる無形の財産的価値を有している事実関係をいう。ただし、超過収益力説において、のれんが存在するか否かの判断は、同種の企業の平均収益力と自社の収益力を比較し、超過収益力が存在する場合にのれんの存在を認識する。そのため、必ずしも個々

1 企業会計基準委員会(2006)、1頁

の要因ごとにのれんの存在の判断を行うのではなく、超過収益力を生む要因を包括して判断することになる²。以上より、超過収益力説ではのれんを①無形の存在であり、②超過収益力の原因と捉える。

次に、差額概念説とは、超過収益力説を基礎としてのれんの把握方法に着目した考え方である。差額概念説におけるのれんは、企業が有する伝統や社会的信用、立地条件等が有機的に結合された結果、企業が所有する資産とは別個独立に評価を受けることのできる無形の財産的価値を有する事実関係をいう³。このように、差額概念説はのれんを生み出す企業側に着目した超過収益力説と異なり、評価する側の立場に基づきのれんを捉えている。以上より、差額概念説ではのれんを①無形の存在であり、②超過収益力の原因と捉える。

ただし、超過収益力説におけるのれんと異なり、その認識に第三者の評価が必要となる。また、差額概念説におけるのれんは、あくまで純資産の公正価値と取得対価の差額としてのれんを認識するため、内容が不明な項目の収納先としての機能も有すると考えられる。よって、差額概念説では、差額としてのれんを認識したのち、当該のれんの本質を超過収益力の原因だと意味づけている。

最後に、営業機会取得説とは、法人税法基本通達7-1-5（織機の登録権利等）で規定されているものをのれんとする考え方である。営業機会取得説におけるのれんは、「繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等の権利を取得するために支出する費用⁴」であり、のれんの範囲を非常に狭く捉えている。以上より、営業機会取得説におけるのれんは、①無形の存在であるが、②超過収益力の存在は必ずしも求め

2 詳しくは細川（2015）、123頁を参照。

3 細川（2015）、124頁。これは通常、他の事業を上回る超過収益力ともいわれており、既存の企業の活動の中に創出されるものばかりでなく、他企業を買収することによっても得ることができものである。

4 法人税法基本通達7-1-5

られていない⁵。なぜなら、タクシー業におけるナンバー権の取得のための費用等は事業を行う上では必須のものだが、支出によって同種の事業（タクシー業）を行っている他の企業の平均収益力を超える超過収益力を獲得できるとは当然考えられないからである。

以上のことより、のれんの形態、本質及び評価の視点をまとめると図表 1 のようになる。

図表 1 のれん概念の相違についての区分

	超過収益力説	差額概念説	営業機会取得説
形態	無形		
本質	超過収益力の原因		超過収益力とは必ずしも関係しない
評価	当事者	第三者	当事者

(筆者作成)

のれんは一般的に、ある企業の平均収益力が同種の他の企業のそれよりも大きい場合、その超過収益力の原因であるといわれることがある。このことから、のれんは自社の優位性の原因を指していることがわかる。この優位性を生んでいる原因には、具体的に革新性や老舗性などのブランド価値、優秀な経営者や職人の存在、立地条件など様々な要因が存在する。このように、一般的にのれんは超過収益力を生み出す原因と考えられており、のれんの創出側に着目している。このような捉え方は、超過収益力説に基づいているといえる。

一方、のれんに関する会計処理は、「取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価を基礎として、当該資産及び負債

5 法人税法基本通達 7-1-5 には、「例えば当該権利に係る事業を廃止する者に対して残存業者が負担する補償金のように当該権利の維持又は保全のために支出する費用についても、営業権として減価償却をすることができる。」という注書きが示されている。しかし、この支出についても、必ずしも超過収益力（同種の事業を営む企業の平均収益力を上回る収益獲得）の原因になるとはいえない。

に対して企業結合日以後1年以内に配分⁶]し、「取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額はのれんとして次項に従い会計処理し、下回る場合には、その不足額は負ののれんとして第33項に従い会計処理する⁷」と定められている。これは超過収益力を生む個別の原因の評価に着目したものでなく、超過収益力の原因が有機的に結合した総合的な価値により取得原価が決定され、その差額としてのれんを認識することを意味したものであり、これは差額概念説に基づいていると考えられる。したがって、のれんの一般的な捉え方と会計処理では、のれんの本質的な捉え方が若干異なっていることがわかる。

営業機会取得説におけるのれんは、会計的な目的のために計上されるものでなく、あくまで公平な納税という観点からその範囲を定められていると考えられる。そのため、会計処理を考える上では、他の二つ説に比べて有用性に欠ける。よって、以下、営業機会取得説の検討は行わない。

2. 会計理論におけるのれん観

会計理論におけるのれん観については山内（2010）で整理されている。そこで、本節では山内（2010）で整理されているのれん観を概略した上で、現代におけるのれん観について考察を行っていく。なお、山内（2010）においては、のれん観を整理するにあたりを全部のれんと買入のれんを区別することなく考察を行っている。

山内（2010）では、会計的のれん観について、無形財的のれん観、超過利潤的のれん観、残余的のれん観及びシナジー的のれん観が挙げられている⁸。

無形財的のれん観は、19世紀後期に誕生したのれん観であり、顧客の好意や信認等の具体的な無形の項目に焦点を当て、のれんを捉える見解である。こののれん観が誕生した時代は、株式会社の存在は稀であり、個人事業やパートナーシップが経済の中心で、利害関係者が限られていた。さらに、財産的価値を

6 企業会計基準委員会（2019）、28項

7 企業会計基準委員会（2019）、31項

8 山内（2010）、160-164頁

重視する法学の影響を強く受けたことから無形財的のれん観は誕生したと整理されている。このように、無形財的のれん観は、企業の利害関係者が顧客に限られた環境及び債権者保護を重視する法学、つまり静態論的会計が主流の時代を背景として誕生している。

超過利潤的のれん観は、20世紀前半に誕生したのれん観であり、のれんを同種の他の企業の平均収益力を上回る超過収益力の原因と捉える見解である。この時代は、株式会社の発展等により多様な利害関係者が存在し、さらには企業の倒産等により収益情報に対する要請が強まっていた。なお、超過利潤的のれん観は、のれんを直接法により評価することから誕生したと考えられる⁹。

超過利潤的のれん観については、2つの見解が存在する¹⁰。第一に、「のれん = 超過収益力 ← 無形財¹¹」というものである。これは、のれんは無形財であるとした上で、無形財が超過収益を生み出すという見解である。この見解は、無形財という財産要素に着目していることから、資産負債アプローチに立脚しているといえる。第二に、「のれん = 超過収益力 → 無形財¹²」というものである。これは、のれんは超過収益力であるとした上で、超過収益力の原因を無形財とする見解である。この見解は、超過収益力という収益性に着目していることから、収益費用アプローチに立脚しているといえる。このように、山内（2010）では、超過利潤的のれん観について2つの見解に整理されている。

この点、現在の我が国の会計基準は、資産負債アプローチと収益費用アプローチの双方を用いて作成されている。そのため、超過利潤的のれん観についても、資産負債アプローチと収益費用アプローチのハイブリット的アプローチにより

9 直接法による評価とは、のれんを直接的に評価する方法である。以下、参照。

$$\text{(直接法) のれん} = \sum_{t=1}^n \frac{\text{超過収益}}{(1+r)^t}$$

間接法による評価とは、のれんを差額として間接的に評価する方法である。以下、参照。

$$\text{(間接法) のれん} = \text{純資産の公正価値} - \text{取得対価}$$

10 山内（2010）、83頁

11 山内（2010）、83頁

12 山内（2010）、83頁

捉えるべきである。超過利潤的のれん観（ハイブリットのアプローチ）でのれんを捉えた場合には、「のれん＝超過収益力⇔無形財」となるはずである。これにより、超過利潤的のれん観におけるのれんの理解が、我が国で現在採られている利益観（資産負債アプローチと収益費用アプローチのハイブリットのアプローチ）と一致し、整合性の確保につながる。しかし、超過利潤的のれん観（ハイブリットのアプローチ）に基づきのれんを定義することは、非常に困難である。なぜなら、のれんを「超過収益力を持つ無形財」とした場合には、収益費用アプローチに立脚していると捉えることができるし、一方、「無形財が持つ超過収益力」とした場合には、資産負債アプローチに立脚していると捉えることができるからである。

残余的のれん観は、20世紀後期に誕生したのれん観であり、のれんを単なる残余に過ぎないと捉える見解である。この時代では、会計基準設定団体が地位を確立し、多くの会計基準が公表された。のれんについては、具体的に定義されることなく、技術的側面に着目して、のれんが捉えられるようになった。このような時代背景もあり、この残余的のれん観が台頭してきたのである。残余的のれん観はのれんの評価を間接的に行うものであり、前述した超過利潤的のれん観とはのれんの評価方法が全く異なるものである。

最後に、シナジー的のれん観は、21世紀つまり現代におけるのれん観である。シナジー的のれん観は、基本的に残余的のれん観と同じように、のれんを残余と捉える見解である。残余的のれん観では、のれんは単なる残余にすぎず、その中身を積極的に捉えたものではない。他方、シナジー的のれん観は単なる残余として捉えるにとどまらず、当該残余はシナジーであり、様々な無形財等が有機的に結びついて生じるものとし、残余の中身について積極的に捉える点において大きく異なる。

山内（2010）では、シナジー的のれん観が現代ののれん観として整理されている。一般的にシナジー（シナジー効果）は2つ以上のものを組み合わせることで、それぞれを単体で使用するより大きな効果を得ることができることを指す。ここで問題となるのが、のれんの構成要素すべてが、何らかの要素と有機的に結合し、シナジーを生むのかということである。例えば、のれんの構成要

素がA、Bの2つであったとする。この場合ののれんは、「のれん=A×B」であるかもしれないが、A、Bが完全に独立した構成要素であった場合には、のれんは、「のれん=A+B」となる可能性がある。これではシナジーが生じているとはいえない。よって、シナジー的のれん観は、のれんを捉える上で非常に有用なものであるが、完全なものであるとはいえない。前述した超過利潤的のれん観（ハイブリット的アプローチ）でのれんを捉えた場合には、のれんは超過収益力の根源であり、かつ、無形財と捉えることができる。そのため、超過利潤的のれん観（ハイブリット的アプローチ）でのれんを捉えた場合には、当然にシナジー的要素も、それ以外の単体で超過収益を生む構成要素ものれんに含まれることになる。これにより、「のれん=A×B」及び「のれん=A+B」のいずれも、のれんとして捉えることができる。これら2つののれんは、いずれも超過収益の獲得に貢献する無形財として認識すべきであるため、超過利潤的のれん観（ハイブリット的アプローチ）がのれんを捉える上で有用性が高いといえる。

以上より、のれんをいかに捉えるのかについて、のれんという実態がないものをどこまで理解するかは、非常に難しいものであるということがわかった。しかし、会計処理を定める上で、のれんをどのように捉えるかは避けて通れないものであり、一定の結論が必要である。会計処理を考える上で、最も考慮しなければならないことは、財務報告の目的を充足することである。これを踏まえると、超過利潤的のれん観（ハイブリット的アプローチ）と残余的のれん観を組み合わせた「のれん（残余）=超過収益力⇔無形財」と捉えることが効果的であると考えられる。

以上ののれんの形態、本質及び捉え方をまとめたものが、図表2である。

図表2 のれん観の相違についての区分

	無形財的 のれん観	超過利潤的のれん観			残余的 のれん観	シナジ一的 のれん観
		資産負債 アプローチ	収益費用 アプローチ	ハイブリット 的アプローチ		
形態	無形財					
本質	個別の 無形財	超過収益力の原因			残余	シナジー (残余)
捉え方	のれん＝ 無形財	のれん＝ 超過収益力 ←無形財	のれん＝ 超過収益力→ 無形財	のれん＝ 超過収益力⇔ 無形財	のれん＝ 残余	のれん＝ シナジー (残余)

(筆者作成)

3. 結論 (税法におけるのれん観と会計理論におけるのれん観)

税法におけるのれん観では、超過収益力説、差額概念説及び営業機会取得説¹³の考察を行った。超過収益力説及び差額概念説は、のれんを無形の存在と捉えており、超過収益力の原因という点で一致する。ただし、差額概念説で認識されるのれんは、第三者的の評価が介入した際に認識される客観的なものとなり、超過収益力説で認識されるのれんより狭い概念である。財務報告の目的の観点から、報告されるのれんには信頼性が付与されていなければならない。したがって、税法におけるのれん観では差額概念説が有用である¹⁴。

会計理論におけるのれん観では、無形財的のれん観、超過利潤的のれん観、残余的のれん観及びシナジ一的のれん観の考察を行った。前節で述べたように、山内(2010)ではシナジ一的のれん観を現代ののれん観として整理されているが、超過利潤的のれん観と残余的のれん観を合わせてのれんを捉える方が、のれんの実態をより忠実に捉えることができる。

以上の税法におけるのれん観(差額概念説)と会計理論におけるのれん観(超過利潤的のれん観と残余的のれん観を合わせたもの)の関係は、「差額概念説＝

13 前述したように、営業機会取得説は、税法的目的を主としたものと考えられ、会計的目的には不適合と考えられるため、これ以上の検討は行わない。

14 第2章で資産性及び財務報告の目的の観点から検討を行う。

超過利潤的のれん観×残余的のれん観」となる。差額概念説で認識されるのれんは、①無形の存在、②超過収益力の原因¹⁵、③第三者的評価における対価と純資産の公正価値との差額である。一方、超過利潤的のれん観と残余的のれん観を合わせて認識されるのれんは、①無形財、②超過収益力の原因、③残余として認識される。したがって、差額概念説と超過利潤的のれん観と残余的のれん観を合わせたものは、概ね同じといえる。ただし、山内（2010）では、のれんの本質を検討するにあたり、のれんを買入のれんに限定していない以上、残余的のれん観において認識されるのれんは、必ずしも第三者的評価が介入しているとはいえない。そのため、「差額概念説＝超過利潤的のれん観×残余的のれん観」とはならない。したがって、のれんの会計処理を検討するにあたっては、差額概念説が最も有用である¹⁶。

以上、のれんをいかに捉えるかについては、一定の結論を出したが、のれんを一律に定義づけることは困難である。これは、内生のれんをいかに扱うか等、多くの問題が残されていること、定義づけにあたり資産負債アプローチと収益費用アプローチをハイブリットの組み込むことが困難であること、さらに、のれんの要素を個別具体的に定義してしまうと、純資産の公正価値と対価の差額に定義に該当しないものが含まれた場合に、その扱いが非常に困難であるからである。よって、のれんの定義に一定の汎用性を持たせるためにも、確定的に定義を行うより、抽象的定義に留める方がのれんの理解を相対的に有用なものとできるといえよう。

4. のれんと営業権の相違

現在、組織再編行為の結果として、被取得企業に関する取得原価が識別された資産及び負債の純額を上回る場合、それはのれんとして会計処理が行われる。しかし、以前はのれんではなく、営業権として会計処理が行われていた。一般的にのれんと営業権については、性質は同じものであり、当該名称の変更

15 前述したように、差額概念説は超過収益力説をもとに発展したものであり、そこで認識されるのれんは当然に超過収益力の原因となる。

16 第2章で資産性及び財務報告の目的の観点から検討を行う。

は単なる形式的な変更に過ぎない。そもそものれんも営業権も、goodwillの和訳であり、goodwillがのれん、営業権と和訳される以上違いがないといえる。ただし、のれんと営業権が微妙に異なるとする見解も存在する。會田（1962）では、のれんには自己創設のれんが含まれ、営業権には資本還元によらない項目¹⁷が含まれるという点で、両者は微妙に異なるのではないかという見解が示されている¹⁸。この違いは、のれんの本質の捉え方の違いから生じるものである。つまり、自己創設のれんがのれんに含まれるということは、のれんを超過収益力説に基づいて捉えていることを示している。これは、超過収益力説では第三者的評価の必要がないため、自己創設のれんがのれんに含まれるからである。また、営業権に資本還元によらない部分が含まれているということについては、営業権を識別不能項目説に基づき捉えていることを示している。ここでいう、識別不能項目説におけるのれんとは、識別不能な項目の集合体であり、必ずしも超過収益力の原因である必要はないものをいう。また仮に、当該項目が分離して識別可能な場合には、取得原価の配分を行う際にのれんとは別個の資産として認識されることになる。なお、のれん及び営業権を差額概念説により捉えた場合には、両者の差異であるのれんに含まれる自己創設のれん及び営業権に含まれる資本還元によらない部分は、のれん及び営業権には基本的に含まれないことになる¹⁹。また前述したように、財務報告の目的から鑑みて、のれんは差額概念説によって捉えるべきであり、この場合においてのれんと営業権は同一のものと考えられる。したがって、のれんと営業権は同一の存在であることを前提とし、以下考察を行う。

17 単なる許可権や割当権など営業権として計上するものと整理されている。

18 會田（1962）、61頁

19 前述したように、のれんは識別不能な項目の集合体であり、構成要素の個別的認識は困難である。そのため、差額概念説におけるのれんは、基本的に超過収益力の原因であるが、差額として認識する以上、内容が不明な項目の収納先としての機能も有する。よって、資本還元によらない部分が差額概念説におけるのれんに含まれないと完全に言い切ることは不可能である。ただし、当該項目は取得原価の配分の際に基本的にのれんと分離されるはずである。

Ⅱ. 概念フレームワークに基づいたのれんの会計処理の根拠

のれんの会計処理における理論的な根拠を見出すために、上述してきたのれんの本質を踏まえ、本章では、その資産性について検討する。

まず、のれんの会計処理を考える上で、資産計上の要件から検討する。資産は討議資料「財務会計の概念フレームワーク」にて、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源²⁰⁾」と定義されている。さらに、ここでいう支配は、「所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態²¹⁾」、経済的資源は、「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉²²⁾」と定められている。のれんは企業結合や現在に至るまでの事業活動等の過去の取引に基づき生じるものであり、当該企業はのれんを利用することが可能である。このため、のれんが経済的資源に該当すれば、資産の定義を満たすこととなる。

税法におけるのれんの捉え方には、前述したように、超過収益力説及び差額概念説がある。まず、超過収益力説におけるのれんは、超過収益力を生み出す原因である。よって、のれんは超過収益、つまりキャッシュの獲得に貢献する源泉といえる。次に、差額概念説におけるのれんは、これも当然に経済的資源に該当する。なぜなら、差額概念説は超過収益力説から派生したもので、超過収益力説と異なるのは第三者的評価の必要性のみであり、のれんを超過収益力の原因と捉える点については同様といえるからである。

会計理論におけるのれんの捉え方には、前述したように、無形財的のれん観、超過利潤的のれん観、残余的のれん観及びシナジー的のれん観がある。第一に、無形財的のれん観におけるのれんは、個別に認識されることがなかった個々の無形財を指す。個々の無形財とは、例えば、人的資源や顧客との良好な関係等、様々である。このような無形財は、一般的にキャッシュの獲得に貢献

20 企業会計基準委員会（2006）、15頁

21 企業会計基準委員会（2006）、15頁

22 企業会計基準委員会（2006）、15頁

すると考えられるため、経済的資源の定義に合致する。第二に、超過利潤的のれん観では、のれんを超過収益力の原因と捉える。よって、超過利潤的のれん観におけるのれんは、当然に経済的資源の定義に合致する。第三に、残余的のれん観では、のれんを単なる残余と捉える。この点、残余というだけでは、キャッシュの獲得に貢献するか否かは不明であり、経済的資源の定義には合致しないといえる。第四に、シナジー的のれん観では、残余として認識されたのれんをシナジーと捉える。シナジーは通常キャッシュの獲得に貢献するものであるとされるため、シナジー的のれん観におけるのれんは経済的資源の定義に合致する²³。

以上より、差額概念説及び超過収益力説（税法におけるのれんの捉え方）と無形財的のれん観、超過利潤的のれん観及びシナジー的のれん観（会計理論におけるのれんの捉え方）は概念フレームワークにおける資産の定義を満たすといえる²⁴。

しかし、資産の定義を満たしたとしても、それは財務報告の目的の範囲内でこそ意味を持つものであり、その目的に反する場合には、資産計上は認められない。ここでいう財務報告の目的は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において、「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示²⁵」と定められている。この目的からわかるように、企業成果及び企業価値の評価は投資家によって行われることが当然であり、経営者がそれを行ってはならない。したがって、のれんに関する評価及び予測が

23 識別不能項目説におけるのれんは、高すぎる買収価額等を原因として発生するものであり、将来の収益、つまりキャッシュの獲得とは無関係の支出であるため、経済的資源に該当する余地はない。このように識別不能項目説におけるのれんは、資産の定義を満たさないため、資産計上は否定される。さらに、識別不能項目説はのれんの本質を積極的に捉えたものではないことから、他の考え方に比べて意思決定有用性及び会計情報の信頼性の面で劣る。ディスクロージャー制度において、意思決定有用性及び会計情報の信頼性を担保することは必須条件であるため、これらの面で劣る識別不能項目説は検討するに値しない。そのため識別不能項目説の検討は行わない。

24 なお、残余的のれん観については、のれんを単なる残余として捉えるにすぎず、その内容を積極的に捉える他の考え方と比べて、有用性に欠けると考えられる。

25 企業会計基準委員会（2006）、1頁

経営者によって行われている場合には、構成要素として資産の定義を満たしたとしても、その計上は認められないことになる。

そこでまず、超過収益力説におけるのれんが、財務報告の目的に合致するか否かについて検討する。前述したように超過収益力説では、のれんを超過収益力の原因と捉える。つまり、のれんを支配している主体がのれんを評価するものも当然に含まれる。このように、のれんを支配している主体、つまり経営者自身が評価するのれんは自己創設のれんであり、これは財務報告の目的に反する。ただし、超過収益力説においては、のれんの評価主体が限定されているわけではないため、企業買収等の要因により認識されるのれん（買入のれん）も当然に含まれている。よって、このような第三者的な評価により認識される買入のれんは、財務報告の目的に反することなく、その計上が認められる。つまり、超過収益力説においては、財務報告の目的に反するものと反しないものが混在しているといえよう。

次に、差額概念説におけるのれんは、第三者による評価に着目しの本質を捉えるため、自己創設のれんがのれんに含まれないことはいうまでもない。したがって、差額概念説におけるのれんは買入のれんのみであり、その資産計上は財務報告の目的の面で否定されることはない²⁶。

以上の検討結果として、財務報告の目的である投資家の意思決定に有用な情報を提供するという観点でみれば、のれんの本質は差額概念説により捉えることが最適であるといえよう。ただし、超過収益力説及び会計理論におけるのれん観は、差額概念説における確定的でないのれんの正体を捉える際において非常に有用であるため、全面的に否定されるものでない。

26 会計理論におけるのれん観は、山内（2010）で挙げられているのれん観をもとに考察を行った。しかし山内（2010）では、のれんの本質を検討するにあたり、のれんを買入のれんに限定していない。そのため、のれんに自己創設のれんが含まれることになり、概念フレームワークにおける財務報告の目的に合致しない可能性があるため、会計理論におけるのれん観は、財務報告の目的に反するか否かの検討を行っていない。

Ⅲ. のれんの会計処理について

現在、のれんに関する会計処理は、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内の効果の及ぶ期間に亘って定期的に償却するよう定められている²⁷。ただし、一定の場合には減損処理が行われる²⁸。しかし、のれんに関する会計処理に関しては、我が国における現行基準（規則的償却に加え減損処理を行う方法）の他にも、減損処理による方法及びそれらを選択適用する方法などが考えられる。そこで以下、のれんの経済的価値の減価の過程、収益との対応等を踏まえ、いかなる会計処理が財務報告の目的に照らして有用であるか、上記3つの会計処理について検討を行う。

1. 規則的償却+減損処理を行う方法（方法①）

前述したように、この方法は現在の我が国における「企業結合に関する会計基準」において採用されている会計処理である。この方法によれば、企業結合により獲得されたのれんは、一定期間にわたって費用化されることになる。

この方法が採用されている論拠として2点²⁹挙げられる。第一に、費用収益の対応により、適切な期間損益計算を可能とすることである。つまり、のれんは企業結合における投資原価であり、これを企業結合後に規則的に償却することで、企業結合という経済事象に起因して獲得される収益との対応が可能となり、適切な期間損益計算が達成されることになる。またこの方法によれば、企業結合以外のものに対する投資（例えば、固定資産に対する投資）に関する会計処理と整合するため、会計基準全体の内的整合性の確保につながる。

27 企業会計基準委員会（2019）、32項

28 企業会計基準委員会（2019）、108項

29 大日方（2013）では、規則的償却を行うことの妥当性が証明されている。ここでは、産業平均を超える利益率は、その産業の平均水準に回帰する傾向があることが明らかにされている。これは超過収益力が時の経過とともに減少していくことを示すものであり、規則的償却を行うことに優位性があることを証明したものと見える。

第二に、投資の性質を忠実に反映させることができるという点である。のれんに対する投資は、それ自体を売却し、収益を獲得することを目的とするものではなく、超過収益力の原因であるのれんを利用し、収益を獲得することを目的としている。そのため、企業結合、つまりのれんに関する投資は事業投資であるといえよう。よって、当該投資により獲得される収益とそれに対応する費用を計上するため、規則的に償却すべきである。

しかし、問題点も存在する。まず、のれんの経済的価値は必ずしも規則的に減価するものではないため、これを規則的に減価するものと仮定して会計処理を行っても、その実態を適切に表しているとはいえず、財務諸表利用者にとって有用な情報とならない。例えば、のれんを形成している要因が老舗性や立地条件である場合には、その価値は規則的に減価するものではなく、価値が減価した際に、減損処理を行った方がその実態を適切に表すことができる³⁰。ただし、減価償却や償却は、取得原価を資産の使用できる期間において、あらかじめ定められた一定の計画に基づいて計画的及び規則的に配分することを目的として行われる手続きであり、この目的に着目すれば、のれんの経済的価値の減価の過程を償却により表現する必要は必ずしもないといえよう。よって、償却の目的に着目した場合には、何ら問題ないといえる。次に、のれんを規則的に償却するためには、償却期間、償却方法及び償却期間の上限の有無を定める必要がある。しかし、のれんの経済的価値の減価の過程が読めない、以上これらの設定には主観的な要素が介入するという問題点がある。

2. 減損処理による方法（方法②）

この方法が採用されている論拠として2点挙げられる。第一に、のれんの経済的価値は一概に減価するものではないという考え方である。これは、のれんの経済的価値は企業努力により維持が可能であり、その適正な価値を開示することにより、投資家の意思決定に有用な情報提供ができると考えられるからである。

30 さらに、老舗性や立地条件などの価値を維持することは、企業努力と無関係であると考えられるため、非償却により自己創設のれんが計上されることもない。

第二に、この方法では、のれんの経済的価値の減価を方法①と比較して適切に表現できることにある。これは、のれんの経済的価値は減価するにしても、規則的に減価するとは限らず、減損処理により経済的価値が減価したと判断した際に、随時評価し、その価値を適切に反映させる方が、投資家等の財務諸表利用者にとって有用と考えられるためである。

以上のように減損処理は、のれんの経済的価値を適切に財務諸表利用者に伝達できる。しかし、減損処理を行った場合には、企業努力により価値が維持されているのれん、つまり自己創設のれんが計上される可能性があるという問題点が残る。自己創設のれんの計上は、経営者自身が企業を自己評価していることを意味し、概念フレームワークにおける財務報告の目的である「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示³¹」に反する。企業価値の評価は経営者ではなく投資家が行うべきであり、経営者にはそれに必要な事実の開示のみが求められる。そのため、企業努力により価値が維持しているのれんの計上には問題がある。

3. 構成要素ごとに選択適用を行う方法（方法③）

のれんは企業の革新性、老舗性、立地条件などの様々な要素から形成されていることは前述した。この点、のれんの償却の要否は、その経済的価値がいかにか減価するかで判断すべきあり、この経済的価値の減価は当然のれんを構成する要素ごとに異なるはずである。例えば、革新性であれば、企業が努力を怠り新たなイノベーションを生まない場合には、その価値は当然に減価していくはずである。また、仮に企業努力の結果、その革新性の価値が維持されたとしても、当該努力行われなかったと仮定した場合に価値が減価したと考えられる部分は自己創設のれんとなり、その計上は財務報告の目的に反する。そのため、このような要因に係る部分については、規則的に償却し、その経済的実態を反映させるべきである。他方で、老舗性や立地条件などの要素は、通常その価値は規則的に減価するものではないと考えられる。なぜなら老舗性であれば、通

31 企業会計基準委員会（2006）、1頁

常すでに確立されていると考えることができ、立地条件についても、土地等の資産と同様にその価値は基本的に減価しないと考えられるからである。ただし、企業が不祥事を起こしたことにより老舗性に対する信頼が損なわれた、災害等により立地条件が悪化したなどの臨時的な要因により、これらの形成要因は経済的価値が減価すると考えられる。

しかし、このような臨時的な要因による経済的価値の減価は規則的な償却によらず、減損処理を行った方がその経済的実態をより適切に表すことができる。このように、のれんを形成している要因にはその価値が自然に減価していくもの（企業努力なしでは価値の維持が不可能なもの）と通常価値が減価しないものがあり、理論的にはその実態を適切に表すために、のれんを形成している要因ごとに分解し、方法①と方法②とを選択適用すべきである。しかし、この方法には大きな問題点が存在する。まず、のれんを形成要因ごとに分解するためには、分解のための基準や要件を定める必要があるが、のれんを形成している要因は有機的に結合しており、分解することは困難である。また、経営者の判断により分解できるとしても、それでは経営者の恣意性の介入の余地が大きくなり、そのような情報は投資家にとって有用な情報とならないどころか、投資家の判断を誤らせる可能性がでてくる。さらに、のれんを形成している要因、つまり超過収益力を生み出している要因を必ずしも経営者自身が網羅的に把握しているとは限らない。このような状況下で、経営者が自身の保有する情報に基づきのれんを適切に分解したとしても、その分解は実態を適切に表したものとはならない。よって、のれんを分解し会計処理を定める方法は、不確実性が大きく、正確性及び忠実性が求められるディスクロージャー制度になじまない。

以上のように、のれんを形成要因ごとに分解することは困難であるため、次に考えられる方法として、のれん自体は1つのものとして認識し、その上で方法①と方法②の選択適用を認めるというものがある。この方法においても、いずれの方法を適用するのかの判断基準を定める必要がある。考えられる判断基準として、規則的に償却すべき要因（革新性や経営能力）と減損処理により対応すべき要因（老舗性や立地条件）の割合で判断する方法である。例えば、のれんを形成していると考えられる要因が、革新性70%立地条件30%である場合

には規則的に償却すべきである。しかし、この方法においても構成要素の判断に経営者の判断が大きく介入してしまう。また仮に、上記のような割合以外を判断基準にしたとしても、のれんは単一の原因により生じたものでなく、個別把握が困難なことを考えると、判断基準はいかなるものでも抽象的なものとならざるを得ない。これでは信頼性のある情報は提供できず、有用性に欠けてしまう。

4. 理論的な会計処理

以上、それぞれの会計処理の論拠や問題点について考察した。そこで、本節においては、いずれの方法が最も理論的なのかについて多面的に考察する。以下、のれんの会計処理について、財務報告の目的、費用収益対応の原則、発生主義³²の観点から検討を行う。

(1) 方法①について

方法①では、のれんの経済的価値は規則的に減価していくと仮定し、毎期償却を行っていく。そのため、経営者の恣意的な評価による自己創設のれん計上は回避でき、財務報告の目的に反することはない。また、企業結合後、一定の期間にわたりのれん償却費が損益計算書に計上され、企業結合の結果、獲得される成果である収益との対応が可能となり、費用収益対応の原則の面で有用である。さらに、企業の超過収益力は平均収益力に回帰することを踏まえれば、のれんの経済的価値が毎期一定額減価するという仮定には一定の合理性がある。よって、発生主義の観点からも規則的に償却すべきであるといえよう。

(2) 方法②について

のれんの経済的価値は規則的に減価するとは限らず、また減価するとしてもそれは企業努力により維持することも可能である。方法②ではこれらを踏まえ、のれんの経済的価値が減価した際に、それを反映させるために減損処理を行う。ここで、のれんの経済的価値のうち企業努力により維持された部分の計上は、経営者の評価した部分の計上であり、これは自己創設のれんにあたり、

32 ここでいう発生主義とは、経済的価値が減価した際に費用を計上するというものである。

財務報告の目的に反する。また、企業結合の結果、収益が獲得されたとしても、その後のれん償却費が計上されることがないため、費用収益対応の原則の観点から有用な情報を提供できるとは必ずしもいえない。ただし、方法②ではのれんの経済的価値が減価した時点で減損処理を行い費用計上するため、発生主義との関係において有用性が高いといえる。

(3) 方法③について

方法③では、のれんの構成要素ごとの性格を踏まえ、方法①と方法②を選択適用する。方法③において、のれんの構成要素の分解が適切に行われた場合には、その価値の減価を客観的に評価できるため、自己創設のれんは計上されず財務報告の目的に反することはない。しかし、構成要素の分解は前述したように困難であり、経営者の主観が介入する余地が大きい。このような状況においては、自己創設のれんが計上される可能性があり、財務報告の目的に反するおそれがある。また、費用収益対応の原則及び発生主義の観点からも同様のことがいえ、のれんの構成要素の分解が適切に行われる状況においては非常に有用であるが、この前提が満たされない状況においては、その情報には有用性がない。

(4) 結論

以上、財務報告の目的、費用収益対応の原則及び発生主義の観点から3つの方法について検討した。財務報告の目的、費用収益対応の原則及び発生主義の観点の中で最も重視しなければならないのは、財務報告の目的である。これは、費用収益対応の原則及び発生主義は財務報告の目的が達成される範囲内でこそ意味を持つものであり、その範囲外においては、その要求を満たしたとしても何ら意味を持たないからである。したがって、重視すべき観点としては、第一に財務報告の目的であり、次いで、費用収益対応の原則及び発生主義が続くと考えられる。この点前述したように、方法①は、財務報告の目的に反することはない。他方、方法②は、財務報告の目的に反する可能性が大いにある。また、方法③についても、財務報告の目的に反する可能性は否めない。したがって、方法②及び③については、財務報告の目的に合致しないといえる。一方で、方法①については、財務報告の目的を充足するだけでなく、費用収益対応

の原則及び発生主義の面でも一定の有用性を保持しており、最も理論的な会計処理であると考えられる。以上より、3つの方法をまとめると図表3のようになる。

図表3 3つの方法における異同点

	方法①	方法②	方法③	
			分解正確	分解不正確
財務報告の目的	○	×	◎	×
費用収益対応の原則	◎or○	×	◎	×
発生主義	△	◎	◎	×

(筆者作成)

5. 負ののれんの会計処理について

負ののれんは、企業結合の結果支配することとなる資産と負債の差額が取得原価を上回る際に発生する。つまり負ののれんは、何らかの要因により、被取得企業の純資産の公正価値より低い価額で取得した場合に発生する。このように、負ののれんは純資産の公正価値>取得価額の場合に認識される貸方項目である。

(1) 負ののれんとは

負ののれんを捉える方法として、不足収益力説及び識別不能項目説が考えられる。不足収益力説は負ののれんを無形が存在であり、かつ収益獲得にマイナスの影響（同種の他の企業の平均収益力に比べて収益力が劣る原因）をあたえる原因と捉える。しかし、経営者が企業結合等の意思決定を行う上で、収益獲得にマイナスの影響を与えている要因を取得するということは通常考えにくく、不足収益力説で負ののれんを捉えることは適切とはいえない。次に、識別不能項目説は負のれんの本質を識別することができない無形が存在によるものであり、必ずしも超過収益を生み出すものではないと考えられる。この点、経営者の合理的な意思決定を前提とすれば、純資産の公正価値より低い対価で取得できる要因として、識別不能な項目の存在や、バーゲンパーチェスが通常考えられる。したがって、負ののれんは識別不能項目説で捉えることが自然であ

り、最も適切であろう。

ここで、我が国の会計基準における負ののれんに関する会計処理は、その発生の現実性を検討³³してもなお、「負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する³⁴」と定められている。これは、識別不能項目説に基づいている。なぜなら、負ののれんの発生原因は識別可能資産の評価が適切に行われたことを前提として、識別不能な項目やバーゲンパッチェスとし、異常かつ発生可能性が低いと捉えて特別利益として処理する会計処理を定めているからである。

(2) 負ののれんの会計処理の検討

考えうる負ののれんの会計処理としては、負債計上し規則的償却を行う方法(A案)、各構成要素に配分し控除する方法(B案)及び発生時に全額利益として計上する方法(C案)の3つの方法が考えられる。

A案は、のれんの会計処理との整合性を重視した方法である。つまり、取得価額が被取得企業の純資産の公正価値を上回る場合にはのれんは資産計上されることから、取得価額が被取得企業の純資産の公正価値を下回る場合には、その部分を負ののれんとして負債計上し実態を反映させようとするものである。しかし、この方法は、単純に負ののれんをのれんの反対科目と捉えたものであり、負ののれんの本質を無視しているため理論的とはいえない。また、この方法は不足収益力説を前提とするものであり、そもその前提が適切とはいえない。よって、A案の会計処理により提供される会計情報は、その有用性に欠けるといえよう。

次にB案は、負ののれんを非流動資産から比例的に控除する方法である。これは、パッチェス法適用時に識別可能資産の取得価額の決定に不備があることを前提としている。そのため、測定を誤る可能性が高いもの(非流動資産)³⁵から比例的に控除を行う。しかし、すべての状況においてこれらの誤りがあると

33 企業会計基準委員会(2019)、33項

34 企業会計基準委員会(2019)、33項

35 流動資産については、時価が存在する又は比較的短期に決済されるもの等が大半であり、その測定を誤る可能性は低いと考えられる。

は必ずしもいえない。したがって、B案も有用性に欠ける。

最後にC案は、負ののれんの本質を考察した際に触れたが、識別不能項目説を基礎としたものであり、資産負債の識別及び取得価額の配分が適切に行われていることを前提としている³⁶。ここでは、負ののれんをバーゲンパーチェスや識別不能な項目であると捉え、発生時に利益として処理される。このようにC案は、負ののれんの本質を前向きにとらえたものであり、A案、B案より有用性が高いといえる。したがって、負ののれんを発生時に利益として認識するC案が、意思決定有用性が求められるディスクロージャー制度に最も適している。

IV. 企業価値評価について

のれんの評価額は、企業価値の評価と直結している。そのため、のれんの会計処理を検討するうえで、企業価値の評価手法と超過収益力の関係についても考察すべきである。企業価値を算定するモデルとして、大きく分けてインカム・アプローチとマーケット・アプローチがある。インカム・アプローチは企業価値の算定に多く用いられる。他方、マーケット・アプローチはインカム・アプローチで算出された企業価値の妥当性を検証するために用いられることが多い。そのため、本章においては、企業価値の算定に多く用いられるインカム・アプローチと超過収益との関係について考察を行う。なお、考察はインカム・アプローチ、特に、Free Cash Flow法（以下、FCF法という）をもとに行う。

FCF法とは、将来キャッシュ・フローをフリー・キャッシュ・フロー（以下、FCFという）として、それを加重平均資本コスト（以下、WACCという）で割り引いた現在価値の合計を企業価値とする方法である。FCFとは、税引後営業利益（以下、NOPATという）に減価償却費を加算し、さらに投資額と運転資本の変動を調整した額である。

36 負ののれんが発生した場合には、資産負債の識別及び取得原価の配分に誤りが無かったか見直しが行われる。

$$\text{FCF} = \text{NOPAT} + \text{減価償却費} - \text{投資額} - \text{正味運転資本増加額}$$

上記式からFCFの算定において、節税効果は考慮されておらず、自己資本比率100%であることを仮定していることがわかる。しかし、節税効果については割引率に用いるWACCに反映されるため問題ない。また、FCFの計算においてNOPATが採用されているのは、NOPATは株主と債権者に分配される利益であり、企業価値は株主と債権者に分配される将来キャッシュ・フローの割引現在価値の合計として算定すべきであるからである。

FCF法の算定式は以下の通りである。

$$\text{企業価値} = \sum_{t=1}^n \frac{\text{FCF}^t}{(1 + \text{WACC})^t}$$

上記の算定式から見てとれるように、FCF法で企業価値を算定する場合には、企業の超過収益はその予測に従い各期のFCFに反映されることになる。また、通常企業は永続的に存続すると仮定されるため、一定時点以降の企業価値はターミナルバリューとして計算される。このターミナルバリューについても、FCFの予測次第では超過収益力が含まれることになる。

V. 新たな問題点

第2章の冒頭で述べたように、我が国におけるのれんの会計処理では、方法①が採用されている。またこの方法は、上記で考察した通り理論的な方法であるといえる。しかし、この方法も完全なものではなく、いくつかの論点が存在する。そこで本章においては、これら論点について検討を行い、解決策の提案を行う。

1. 方法①の論点

方法①では、のれんを規則的に償却する。そのため、償却期間の上限の要否、償却期間及び償却方法を定める必要がある。そこで、本節ではこれらの論点について検討する。

(1) 償却期間の上限の要否

費用収益対応の観点から、のれんは企業結合後に獲得される収益と対応させていく必要がある。そのため、償却期間は超過収益の持続期間とすべきであり、上限は定めるべきではない。また、発生主義に基づき、のれんの経済的価値の減価を忠実に表現するためにも上限を定めるべきでない。この点、前述したように償却はあくまでものれんの原価を使用できる期間にあらかじめ定められた計画に基づき、計画的及び規則的に配分することを目的として行われるものである。そのため、償却により経済的価値の減価の過程を忠実に表現することは必ずしも要求されない。よって、償却計算の目的という観点からは、償却期間の上限を設定することは必ずしも否定されない。

償却期間の上限を設定しない場合には、重大な問題が発生すると考えられる。償却期間の上限がない場合、経営者はのれんの償却期間を無限に近いものとするおそれがあり、自己創設のれんの計上を誘発しかねない。これでは、財務報告の目的に反してしまうことから、のれんの償却期間の上限は設けるべきである。この点、「企業結合に関する会計基準」においても、のれんの償却期間の上限は20年と規定されている³⁷。のれんの構成要素が種々である以上その使用可能期間も様々であることが想定されるため、償却期間の上限は理論的に導くことは困難であり、一律に規定されていることが重要であるといえる³⁸。

(2) 償却期間・償却方法

繰り返しになるが、償却は資産の原価を使用できる期間にあらかじめ定められた一定の計画に基づいて、計画的及び規則的に配分することを目的として行われる手続きである。以上から、償却期間を規定する必要がある、この場合に

37 企業会計基準委員会（2019）、32項

38 この20年という期間の根拠については、「企業結合に関する会計基準」の結論の背景においても説明はなされていない。この点については、今後の検討課題といえよう。

償却期間を何年にするかという問題が生じる。しかし、のれんの構成要素が様々であり、一律にのれんの効果の持続期間を設定することは不可能である。よって、のれんの償却期間については上限内、つまり経営者の恣意的な判断により自己創設のれんが計上される可能性を抑制した上で、具体的な償却期間については、超過収益の持続期間の予測等から経営者の判断に委ねるしかない。

償却方法についても、のれんの構成要素が様々であり、収益獲得パターンも個々に異なることから一律に規定することは困難である。また償却方法については、事前の計画に基づき継続適用されていれば、比較可能性が問題となることもなく、有用性が確保されると考えられる。よって、継続適用という一定の制約の中で、超過収益の獲得パターンを最も適切に反映した償却方法を経営者が選定し、採用すべきである。

2. 問題点の考察

のれんは、企業結合における投資原価であり、規則的に償却し企業結合後に獲得される収益と対応させることで、適切な期間損益計算の実現及び利益の算出に関する基本的な考え方と整合することは既に述べた。このように、適切な期間損益計算を実現するためには、その期に獲得された収益から、それを獲得するために犠牲にした努力たる費用を差し引く必要がある。

我が国の「企業結合に関する会計基準」において、のれんは、「資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する³⁹⁾」と定められている。つまり償却期間について、20年を超過することは認められていないのである。これは、企業結合の結果獲得したのれんを、20年以内に獲得される超過収益と対応させ、全額費用処理しなければならないことを意味する。しかし、当該のれんの中には、企業結合後20年以降に発生する超過収益の獲得に貢献するものも含まれている可能性がある。なぜなら、インカム・アプローチで企業価値を算出し、取得価額を決定した場合には、企業結合後20年以降の将来キャッシュ・フローに企業結合によって獲

39 企業会計基準委員会（2019）、32項

得される超過収益力を考慮することが考えられるからである。また、成長率の算定、つまりターミナルバリューの計算においても、当然、企業結合の結果獲得される超過収益力が考慮される余地が大いにある。これは、株価に基づいて企業価値を算出した場合にも同じことがいえる。現在、日本の証券市場はセミストロング・フォームであると考えられることから、企業の株価には過去情報に加え、公開情報も即座に反映される。したがって、企業結合の決定が公表された時点で、超過収益力が予測される場合には即座に株価に反映されるといえる。当然、この中に問題となる企業結合後20年以降の超過収益力が含まれることもありうる。本来、適切な期間損益計算を実現するためには、企業結合後20年以降の超過収益の獲得に貢献するのれんは、超過収益が獲得される期、つまり企業結合後20年以降の期に費用化すべきである。したがって、「企業結合に関する会計基準」におけるのれんの会計処理には、一定の問題点があるといえる。

3. 会計処理の提案

本節では、前節で問題提起した適切な期間損益計算という観点から、のれんの会計処理について検討し、解決策の提案を行う。

(1) 超過収益と対応させる方法

適切な期間損益計算を追求するのであれば、投資原価であるのれんは、超過収益の獲得と対応させて費用化すべきである。しかし、のれんの経済的価値の減価⁴⁰、または、のれんの使用により、どの程度超過収益が獲得されたかを厳密に測定できない以上、生産高比例法のように超過収益とのれん償却費を合理的に対応させることは不可能である。そこで、将来の経済的便益の消費パターンが予測できないことを踏まえて、適切な期間損益計算を実現するためには、一定の仮定の下、のれんを超過収益力が持続する期間にわたって費用化すべきである。これにより、超過収益とそれを生み出すのれん償却費が適切に対応し、財務諸表利用者にとって有用な情報の提供につながる。しかし、超過収

40 第3章1節で述べたように、経済的価値の減価を適切反映することができないという問題は、償却の目的に着目した場合には、問題ないといえる。

益力の持続期間を長期にわたり予測することには、大きな不確実性が伴う。また、超過収益力が持続する期間にわたりのれんを償却する場合、償却期間の上限を撤廃する必要があり、その償却期間は無限になる可能性がある。これは、自己創設のれんの計上を許容することを意味し、財務報告の目的に反するといえる。以上より、この方法は解決策として適切ではない。

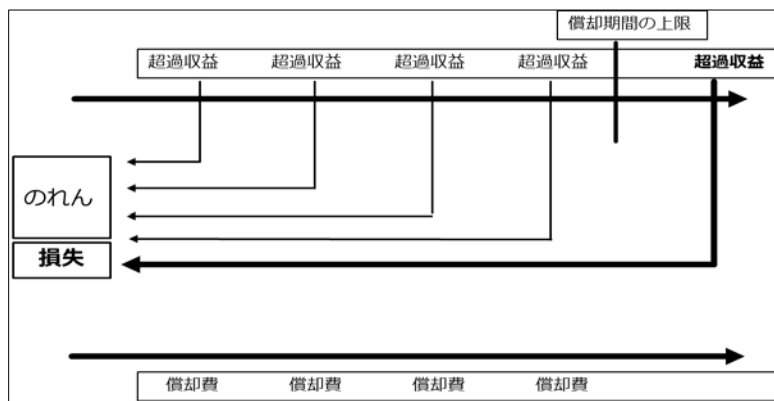
(2) 方法①+取得時損失処理

前述したように、のれんの償却期間の上限を撤廃することは、自己創設のれんの計上を誘発しかねない。そこで、償却期間内の超過収益の獲得に貢献するのれんと、それ以外の期間に対応するのれんに関する会計処理をそれぞれ定めて対応を行う方法が考えられる。つまり、償却期間の上限の中で超過収益の獲得に貢献するのれんについては、一定の仮定に基づき規則的に償却し、企業結合の結果生み出された収益と対応させる。一方で、償却期間の上限を超えて獲得される超過収益に対応するのれんについては、取得時点で全額損失処理を行う。これらを表したものが、図表4である。

この方法を採用するにあたって、のれんを償却期間の上限内の超過収益に対応するものと、償却期間の上限以降の超過収益に対応するものとに分解する必要がある。これは、通常企業結合における企業価値の算定にインカム・アプローチが用いられ、将来キャッシュ・フローの見積りを行うことを鑑みると、償却期間の上限内の超過収益に対応するものと、償却期間の上限以降の超過収益に対応するものとに分解することは可能である。この方法によれば、償却期間の上限内の超過収益に対応するのれん償却費については、合理的に収益と対応させることが可能となり、適切な期間損益計算に資する。なお、償却期間の上限外の超過収益に対応するのれんについては、一度資産として認識したのち、即座に損失計上を行う。通常、買収等の意思決定過程において損失を買い入れるということは考えにくく、資産性を見込んで買収を行ったが、その資産性が取得と同時に失われたと解することが自然である。

償却期間の上限以降の超過収益に対応するのれんを発生時に損失計上する論拠としては、通常、超過収益を長期に渡り予測することは困難であるため、償却期間の上限を超える期間の超過収益を予測することには大きな不確実性が伴

図表4 方法①+取得時損失処理



(筆者作成)

仕訳例

(借) 諸資産 1,000,000 のれん 200,000 (償却期間の <u>上限内</u> に対応) のれん 10,000 (償却期間の <u>上限外</u> に対応)	/	(貸) 諸負債 400,000 現金 810,000
(借) のれん発生損失 10,000	/	(貸) のれん 10,000 (償却期間の <u>上限外</u> に対応)

う。このような発生の不確実性を伴う収益に対する支出を資産計上してしまうと、会計情報の信頼性を欠くことになり、投資家の意思決定を誤らせる可能性がある。よって、償却期間の上限以降の超過収益に対応するのれんについては、将来の収益獲得とは無関係の支出として発生時に損失として計上すべきである。また、将来の収益獲得に大きな不確実性が伴うことから、償却期間の上限を超える超過収益に対応するのれんについては、キャッシュの獲得に貢献するか否かが不確実なものとして、概念フレームワークにおける資産、特に経済的資源の定義に合致しない可能性が否めない。また、この方法によれば、償却期間の上限内ののれん償却費は、その価値を犠牲にして獲得される超過収益の

分だけが計上され、費用収益対応の厳密化を図ることができる。さらに、のれんのうち資産性が乏しい部分については発生時に損失計上されるため、のれんの額が小さくなり、認識後の減損損失計上の可能性を抑えることができる。これにより、経営者の主観により損失計上が遅延することや、一時に多額の損失が計上されることによる投資家の混乱を事前に抑制することができる。最後に、将来の収益獲得には大きな不確実性が伴うという点から、研究開発費が発生時に費用処理されていることを踏まえると⁴¹、収益獲得への貢献が不確実なのれんを損失として計上することは、内的整合性の確保につながる。したがって、当該処理を行うことにより、会計情報の意思決定有用性が向上し、財務報告の目的の達成により資するものとなる。

VI. 償却上限期間内で償却を行う場合の論点について

我が国の会計基準では、のれんは20年以内のその効果が及ぶ期間により償却が行われる。ここでいうのれんの効果が及ぶ期間は、一般的に以下のような方法に基づき決定されると考えられる。

①企業結合の対価の算定を基礎とした投資の合理的な回収期間を参考とする方法⁴²

②企業結合の結果獲得される超過収益に対応させる方法

それぞれ方法について、償却と減損のトレードオフの関係という観点からの考察を行う。

ここでいう償却と減損のトレードオフの関係とは、のれんの過剰償却により、計上されるはずであったのれんに関する減損損失が計上されなくなる関係性を指す。つまり、のれんの償却が完了、もしくは超過収益の獲得より速いペースでのれんの償却を行った場合に、のれんの帳簿価額が小さくなり、収益性

41 ただし、ここでは詳細に検討は行わないが、研究開発費の資産計上においても、論点は多く存在する。

42 企業会計基準委員会（2019b）、382項

の低下が起こっているにもかかわらず減損損失が計上されないことを意味する。なお、減損の判定時点で帳簿価額が将来キャッシュ・フローの割引現在価値を上回っているため、将来に損失を繰り延べないようにするという減損会計の目的の面で問題はない。しかし、企業結合において、当初予測した超過収益を生まなかった（投資の失敗）ことに対するシグナルが、投資家に伝達されない可能性がある。そのため、減損損失の計上の可能性を事前に排除するような会計処理には一定の問題が存在するといえる。

①については、投資の回収期間により償却を行うため、超過収益の獲得期間と比較して早期に償却が行われる可能性がある。これは、超過収益の発生が予測される期間より投資の回収は早期になるためである。仮に、投資の回収期間の方が長期と予測されるような場合には、そもそものれんは生じないと考えられる。この方法では、例えば投資原価の回収完了後に超過収益が発現しなかった場合において、減損損失が認識されることはない。これでは、投資家に企業結合における投資の良否に関する情報が伝達されない可能性がある。さらに、のれんの減損は、その他の固定資産と異なり、超過収益力が失われたか否かで判断するため、のれんの減損のタイミングでのれんが生じている事業に関して損失が生じているとは限らない。そのため、投資家はのれんの減損が行われていない状況で企業結合という投資の良否を判断することは極めて困難と考えられる。よって、財務会計の目的を充足するという意味で、減損（投資の失敗）に関する情報は非常に重要であり、当該会計処理には一定の問題があるといえる。

次に②は、超過収益の獲得予測に対応して償却を実施する方法である。この方法では、基本的に企業結合時に予測した超過収益より実績が大きく下回った場合に、減損損失が計上されることになる。なぜなら、のれんの帳簿価額は予測された超過収益の獲得に応じて償却されるため、未回収の超過収益が存在する場合には帳簿価額が存在しており、収益性の低下（超過収益力の消失）によって、帳簿価格の切り下げ及び減損損失の計上が行われると考えられるからである。また、仮に減損損失の計上前に超過収益の獲得（実績）が予測を大きく下回るようなことがあれば、その時点で減損損失が計上されるため、投資家の

意思決定を誤らせるような過剰償却も基本的には起こらない。

以上より、償却上限期間内での償却方法としては、当初予測された超過収益に対応させる方法が理論的だといえる。また、投資の回収期間を参考とする方法を採用する場合においては、過度の保守主義によって、投資の失敗に関する情報が投資家に提供されない可能性があることに留意する必要があるといえよう。

おわりに

以上の結果、のれんの会計処理について、「企業結合に関する会計基準」で定められている方法に加え、のれんの一部について取得時に損失計上を行うことが投資家の意思決定に最も有用なものになるという結論に至った。

本論文においては、諸外国の会計基準と大きな相違があるのれんに関する会計処理について考察を行ったが、のれんの会計処理以外にも我が国の会計基準と諸外国の会計基準とで大きな相違がある点は数多く存在する。現在のグローバル化する経済環境において、投資家の意思決定に資するために、会計基準のコンバージェンスが求められている。会計基準のコンバージェンスを行うことは、会計情報の比較可能性を高め、会計情報に求められる意思決定有用性の向上につながる。しかし、必ずしも現在行われている会計処理が取引の実態等を忠実に表現しており、有用性が高いとはいえない。そのため、一概に会計基準のコンバージェンスを図ることが、投資家にとって最も有用な情報の提供につながるとは限らない。したがって、各国の会計基準設定団体は、企業を取り巻く経済環境や取引慣習等を踏まえ、いかなる会計処理を行うことが投資家にとって有用なものになるのか、既存の考えにとらわれることなく慎重に検討する必要があるといえる。これは、報告主体及び投資家を取り巻く環境が日々激変している環境においてはより重要なものである。

【参考文献】

- 石井孝和 (2017) 「のれん償却期間の設定における将来業績予測の影響」『佐賀大学経済論集』第50巻第3号、23-38頁。
- 大雄智 (2014) 「のれんの会計処理と利益測定の意義」『企業会計』第66巻第12号、34-41頁。
- 大日方隆 (2013) 『利益率の持続性と平均回帰』中央経済社。
- 企業会計基準委員会 (2006) 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (2019a) 企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (2019b) 企業会計基準適用指針第10号『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (2019c) 「のれんの会計処理を巡る国際的動向」日本会計研究学会第78回大会。
- 會田義雄 (1962) 「"のれん"の会計に関する若干の考察-わが国の営業権勘定の実態調査から-」『三田商学研究』第5巻第5号、46-65頁。
- 榊原英夫 (2007) 「新しいのれん概念の検討」『立正経営論集』第39巻第1・2合併号、1-13頁。
- 榊原英夫 (2011) 「のれん概念の再検討—R.マとR.ポプキンスによるのれん概念を中心に—」『立正経営論集』第43巻第1・2合併号、1-20頁。
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃 (2019a) 「のれんの会計処理に関する調査(第1回)のれんは規則的に償却すべきか、非償却とすべきか」『企業会計』第71巻第7号、105-112頁。
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃 (2019b) 「のれんの会計処理に関する調査(第2回)のれんの規則的償却または非償却を支持する理由」『企業会計』第71巻第8号、74-80頁。
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃 (2019c) 「のれんの会計処理に関する調査(第3回)のれんの「ありうる」会計処理と償却期間」『企業会計』第71巻第9号、114-121頁。
- 内藤高雄 (2018) 「のれんの会計処理と会計観～収益費用観と資産負債観の会計制度上の混乱～」『杏林社会科研究』第33巻3号、29-54頁。
- 永田京子 (2014) 「のれんをめぐる実証研究—最近の展開と課題」『企業会計』第66巻第12号、48-61頁。
- 成道秀雄 (2001) 『M&A21世紀ⅢM&Aの会計・税務・法務』中央経済社。
- 西川郁生 (2014) 「のれんの会計処理の変遷と最近の動向」『企業会計』第66巻第12号、16-23頁。
- 西垣富治 (1951) 「営業権の買値について」『企業会計』第3巻第1号、55-59頁。
- 藤田昌子 (2014) 「のれんと識別可能無形資産」『企業会計』第66巻第12号、42-47頁。
- 細川健 (2015) 「事業譲渡の課税要件-最高裁昭和40年9月22日日大法廷判決の今日的意義-」『LEC会計大学院紀要』第12号、95-128頁。
- 細川健 (2007) 「営業権(のれん)再考—のれんと営業権の定義を中心に—」『税法学』557巻、175-207頁。
- 本澤豊 (2014) 「企業から見るのれんの本質」『企業会計』第66巻第12号、55-61頁。
- 宮崎裕士 (2014) 「我が国におけるのれん会計の背景：19世紀と20世紀の世紀転換期を

- 中心として」『熊本学園商学論集』19巻、97-119頁、研究ノート。
- 山内暁（2008）「のれんの会計処理をめぐる論点—企業結合時の問題を中心に」『企業会計』第60巻第6号、56-65頁。
- 山内暁（2010）『のれんの会計』中央経済社。
- 山本誠（2016）「会計用語としてののれん概念について」『大阪商業大学論集』第12巻第1号、1-11頁。
- 米山正樹（2018）「会計基準研究における対象領域の拡大—のれんの規則的償却に係る論拠の変遷—」CARFワーキングペーパー。
- 若杉明（2018）「“のれん”概念の再検討と会計処理」『LEC会計大学院紀要』第15号、77-85頁。
- 国税庁HP 法令解釈通達 第1款 減価償却資産
https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/07/07_01_01.htm（アクセス日：2020年1月30日）